

一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙4を次のとおり改める。

別紙4

(協定第8条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

本州四国連絡高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

[百万円(消費税込み)]

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土の り面構造物等分	うち橋梁・トンネル 等分
H 1 8	58,545	2,489	47,289	4,629	42,660
H 1 9	57,759	2,450	46,542	4,556	41,986
H 2 0	55,413	2,332	44,314	4,338	39,976
H 2 1	54,793	2,301	43,725	4,280	39,445
H 2 2	57,082	2,416	45,899	4,493	41,406
H 2 3	57,179	2,421	45,991	4,502	41,489
H 2 4	57,043	2,414	45,862	4,490	41,372
H 2 5	56,666	2,395	45,504	4,455	41,049
H 2 6	56,674	2,395	45,512	4,455	41,057
H 2 7	56,318	2,378	45,173	4,422	40,751
H 2 8	56,374	2,380	45,227	4,427	40,800
H 2 9	56,182	2,371	45,044	4,410	40,634
H 3 0	56,041	2,364	44,910	4,396	40,514
H 3 1	55,809	2,352	44,690	4,375	40,315
H 3 2	55,778	2,351	44,660	4,372	40,288
H 3 3	55,665	2,345	44,553	4,362	40,191
H 3 4	55,412	2,332	44,313	4,338	39,975
H 3 5	55,531	2,338	44,426	4,349	40,077
H 3 6	55,427	2,333	44,327	4,339	39,988
H 3 7	55,223	2,323	44,133	4,320	39,813
H 3 8	55,148	2,319	44,062	4,313	39,749
H 3 9	55,106	2,317	44,022	4,310	39,712
H 4 0	54,955	2,309	43,879	4,295	39,584
H 4 1	54,933	2,308	43,858	4,293	39,565
H 4 2	54,808	2,302	43,739	4,282	39,457
H 4 3	54,494	2,286	43,441	4,253	39,188
H 4 4	54,304	2,277	43,260	4,235	39,025
H 4 5	54,077	2,266	43,044	4,214	38,830
H 4 6	53,629	2,243	42,619	4,172	38,447
H 4 7	53,352	2,229	42,356	4,146	38,210
H 4 8	53,196	2,221	42,208	4,132	38,076
H 4 9	52,894	2,206	41,921	4,104	37,817
H 5 0	52,516	2,187	41,562	4,069	37,493
H 5 1	52,400	2,182	41,451	4,058	37,393
H 5 2	51,926	2,158	41,001	4,014	36,987
H 5 3	51,879	2,156	40,956	4,009	36,947
H 5 4	51,798	2,152	40,879	4,002	36,877
H 5 5	51,749	2,149	40,833	3,997	36,836
H 5 6	51,607	2,142	40,698	3,984	36,714
H 5 7	51,291	2,126	40,398	3,955	36,443
H 5 8	51,342	2,129	40,446	3,959	36,487
H 5 9	51,186	2,121	40,298	3,945	36,353
H 6 0	51,144	2,119	40,258	3,941	36,317
H 6 1	47,674	1,945	36,962	3,618	33,344

別紙 5 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

本州四国連絡高速道路株式会社における計画料金収入

[百万円 (消費税込み)]

年度	計画料金収入
H 1 8	75,422
H 1 9	75,021
H 2 0	72,517
H 2 1	71,980
H 2 2	74,392
H 2 3	74,216
H 2 4	74,040
H 2 5	73,865
H 2 6	73,686
H 2 7	73,509
H 2 8	73,331
H 2 9	73,154
H 3 0	72,973
H 3 1	72,796
H 3 2	72,711
H 3 3	72,605
H 3 4	72,502
H 3 5	72,396
H 3 6	72,292
H 3 7	72,187
H 3 8	72,083
H 3 9	71,978
H 4 0	71,874
H 4 1	71,772
H 4 2	71,666
H 4 3	71,388
H 4 4	71,108
H 4 5	70,830
H 4 6	70,552
H 4 7	70,278
H 4 8	70,003
H 4 9	69,728
H 5 0	69,456
H 5 1	69,184
H 5 2	68,914
H 5 3	68,664
H 5 4	68,414
H 5 5	68,165
H 5 6	67,915
H 5 7	67,669
H 5 8	67,422
H 5 9	67,176
H 6 0	66,932
H 6 1	63,798

別紙 - 6 中、2 (3) チを同ルに、同リを同ヲに、同ヌを同ワに改め、同ワ (口) の次に次のとおり加える。

(八) 平日夜間割引又は平日深夜割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、大口・多頻度割引、路線バス割引、マイレージ割引又は E T C 前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

なお、障害者割引を受ける自動車に対しては、障害者割引を優先して適用する。

(二) 休日昼間割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、大口・多頻度割引、マイレージ割引又は E T C 前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

なお、障害者割引を受ける自動車に対しては、障害者割引を優先して適用する。

別紙 - 6 中、2 (3) トの次に次のとおり加える。

チ 平日夜間割引

(イ) 割引をする自動車

(二) に定める期間のうち、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号) 第 3 条に定める休日以外の日、次の から に定める通行をする E T C クレジットカード、E T C パ・ソナルカード又は E T C コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車 (E T C システムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。) のうち中型車、大型車及び特大車。

神戸淡路鳴門自動車道

a 次の (a) から (e) のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出する料金所を、午後 10 時から翌午前 0 時までの間に通行する。

(a) (ホ) に定めるインターチェンジから流入し、同 に定めるインターチェンジを流出又は同 に定めるインターチェンジから流入し、同 に定めるインターチェンジを流出。

(b) (ホ) に定めるインターチェンジから流入し、同 に定めるインターチェンジ (ただし、淡路インターチェンジを除く。) を流出又は同 に定めるインターチェンジ (ただし、淡路インターチェンジを除く。) から流入し、同 に定めるインターチェンジを流出。

(c) (ホ) に定めるインターチェンジから流入し、同 に定めるインターチェンジ (ただし、淡路島南インターチェンジを除

く。)を流出又は同 に定めるインターチェンジ(ただし、淡路島南インターチェンジを除く。)から流入し、同 に定めるインターチェンジを流出。

(d) (ホ) に定めるインターチェンジから流入及び流出。

(e) (ホ) 又は同 に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを經由して同 又は同 に定めるインターチェンジを流出。

b 次の(a)から(c)のいずれかの通行をし、かつ、流出する料金所を、午後10時から翌午前0時までの間に通行する。

(a) 高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線(以下「山陽自動車道」という。)から連続して通行し、(ホ) に定めるインターチェンジを流出又は高速自動車国道四国横断自動車道阿南中村線(以下「高松自動車道」という。)から連続して通行し、同 に定めるインターチェンジを流出。

(b) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) に定めるインターチェンジ(ただし、淡路インターチェンジを除く。)を流出又は高松自動車道から連続して通行し、同 に定めるインターチェンジ(ただし、淡路島南インターチェンジを除く。)を流出。

(c) 高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを經由して(ホ) 又は同 に定めるインターチェンジを流出。

瀬戸中央自動車道

a 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジを流出し、かつ、流入又は流出する料金所を、午後10時から翌午前0時までの間に通行する。

b 山陽自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出し、かつ、流出する料金所を、午後10時から翌午前0時までの間に通行する。

西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道(広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く。以下単に「西瀬戸自動車道」という。)の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出する料金所を、午後10時から翌午前0時までの間に通行する。

(ロ) 割引適用区間

(イ) a(a)又は同b(a)に該当する場合 神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。

(イ) a(b)から同a(e)、同b(b)又は同b(c)に該当する場合 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間。

瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(八) 割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

(二) 実施期間

平成20年10月14日から平成21年9月30日までとする。

(ホ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

(ヘ) その他

(イ) a(a)、同b(a)又は(イ) に定める通行を意図するも、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が、通行止めによる迂回走行の事実を示した場合には、当該迂回区間を除く通行区間の料金に対して割引を適用する。

リ 平日深夜割引

(イ) 割引をする自動車

(二)に定める期間のうち、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に定める休日以外の日、次の から に定める通行をするETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)のうち中型車、大型車及び特大車。

神戸淡路鳴門自動車道

a 次の(a)から(e)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出する料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。

- (a) (ホ) に定めるインターチェンジから流入し、同 に定めるインターチェンジを流出又は同 に定めるインターチェンジから流入し、同 に定めるインターチェンジを流出。
 - (b) (ホ) に定めるインターチェンジから流入し、同 に定めるインターチェンジ(ただし、淡路インターチェンジを除く。)を流出又は同 に定めるインターチェンジ(ただし、淡路インターチェンジを除く。)から流入し、同 に定めるインターチェンジを流出。
 - (c) (ホ) に定めるインターチェンジから流入し、同 に定めるインターチェンジ(ただし、淡路島南インターチェンジを除く。)を流出又は同 に定めるインターチェンジ(ただし、淡路島南インターチェンジを除く。)から流入し、同 に定めるインターチェンジを流出。
 - (d) (ホ) に定めるインターチェンジから流入及び流出。
 - (e) (ホ) 又は同 に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して同 又は同 に定めるインターチェンジを流出。
- b 次の(a)から(c)のいずれかの通行をし、かつ、流出する料金所を、午前0時から午前5時までの間に通行する。
- (a) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同 に定めるインターチェンジを流出。
 - (b) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) に定めるインターチェンジ(ただし、淡路インターチェンジを除く。)を流出又は高松自動車道から連続して通行し、同 に定めるインターチェンジ(ただし、淡路島南インターチェンジを除く。)を流出。
 - (c) 高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して(ホ) 又は同 に定めるインターチェンジを流出。

瀬戸中央自動車道

- a 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジを流出し、かつ、流入又は流出する料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。
- b 山陽自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出し、かつ、流出する料金所を、午前0時から午前5時までの間に通行する。

西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出する料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。

(ロ) 割引適用区間

(イ) a(a)又は同b(a)に該当する場合 神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。

(イ) a(b)から同a(e)、同b(b)又は同b(c)に該当する場合 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間。

瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ) 割引率

料金の割引率は、50パーセントとする。

(ニ) 実施期間

平成20年10月14日から平成21年9月30日までとする。

(ホ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

(ヘ) その他

(イ) a(a)、同b(a)又は(イ) に定める通行を意図するも、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が、通行止めによる迂回走行の事実を示した場合には、当該迂回区間を除く通行区間の料金に対して割引を適用する。

又 休日昼間割引

(イ) 割引をする自動車

(二)に定める期間のうち、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に定める休日に行きをするETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信に

よる通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)のうち軽自動車等及び普通車で、本四道路全線の流入又は流出する料金所を、午前9時から午後5時までの間に通行するもの。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前9時から午後6時までの間に通行するもの。

(ロ) 割引率

料金の割引率は、50パーセントとする。

(ハ) 実施期間

平成20年10月14日から平成21年9月30日までとする。

別紙 - 6 中、3(3)二を次のとおり改める。

二 割引相互間の適用関係

特別措置期間における割引相互間の適用関係に係る2の(3)のワの適用については、

「(イ) 障害者割引を受ける自動車に、ETC前納割引又はマイレージ割引が重複して適用される場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

(ロ) 大口・多頻度割引を受ける自動車に、路線バス割引が重複して適用される場合は、路線バス割引を適用した後の金額に対して大口・多頻度割引を適用する。

(ハ) 平日夜間割引又は平日深夜割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、大口・多頻度割引、路線バス割引、マイレージ割引又はETC前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

なお、障害者割引を受ける自動車に対しては、障害者割引を優先して適用する。

(ニ) 休日昼間割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、大口・多頻度割引、マイレージ割引又はETC前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

なお、障害者割引を受ける自動車に対しては、障害者割引を優先して適用する。」

とあるのは、

「(イ) 障害者割引を受ける自動車に、ETC前納割引、マイレージ割引又はETC特別割引が重複して適用される場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

(ロ) 大口・多頻度割引を受ける自動車に、路線バス割引が重複して適用

される場合は、路線バス割引を適用した後の金額に対して大口・多頻度割引を適用する。

- (八) 平日夜間割引又は平日深夜割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、大口・多頻度割引、路線バス割引、マイレージ割引又はE T C前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

なお、障害者割引を受ける自動車に対しては、障害者割引を優先して適用する。

- (二) 休日昼間割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、大口・多頻度割引、マイレージ割引又はE T C前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

なお、障害者割引を受ける自動車に対しては、障害者割引を優先して適用する。

- (ホ) E T C特別割引を受ける自動車に、E T C前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引又は路線バス割引が重複して適用される場合は、E T C特別割引を適用した後の金額(障害者割引を受ける自動車がE T C特別割引を重複して受ける場合には、障害者割引を適用した後の金額にE T C特別割引を適用した後の金額をいう。)に対してE T C前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引又は路線バス割引を適用する。

なお、E T C特別割引を適用した後の金額に対して路線バス割引の割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り捨てる。」

とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成20年10月 7日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 勢山 廣直

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長 伊藤 周雄